

栃木の国保

Vol. 64
2014.9

TOCHIGI NO KOKUHO

AUTUMN



栃木県国民健康保険団体連合会

言頭卷



矢板市長
遠藤 忠

「子育て環境日本一」
「いつまでも健康でいきいき
としているまちづくり」を
目指して

矢板市は、美しい高原山に抱かれ、豊かな自然の恵みを日々の暮らしに感じることができ、素晴らしいまちです。この自然を守り、未来へ引き継いでいくのは私たちの役目であります。将来にわたり、この自然を大切にしながら、矢板の良さを活かして、未来に夢と希望がもてる矢板市を築いていきたいと思えます。

本市は、市政の持続的発展を図るため、「子育て環境日本一」を目指しています。子育て環境の充実に向け、様々な施策を展開し、矢板市で子どもを生み、子育てをしようと思っただけのまちづくりを進めています。この「子育て環境日本一」を達成するため、医療、福祉、教育、生活の利便性や働く場所の確保など、子育てしやすい環境づくりや定住促進を総合的に取り組んでおります。

現在、J R片岡駅の橋上駅舎を含めた片岡駅周辺整備も進めており、駅西口からのアクセスが飛躍的に向上し、片岡地区の発展に繋がるものと期待しております。市内に東北自動車道のインターチェンジや、J R駅が2箇所あり、公共交通網が充実しているのも矢板市の魅力の一つで、今後、駅を中心としたコンパクトシティ構想も調査研究し、人口減少対策も進めてまいります。

また、「まちづくり基本条例」を制定し、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進すると共に、矢板市民としての誇りのもてる「市民力」豊かなまちづくりを行っています。

さて、国民健康保険につきましては、市民の皆様の健康を支え、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現

し、高い保健医療水準を達成してきました。しかし、近年の少子高齢化による人口構成の変化と、医療の高度化による治療費の増加により、国民皆保険を堅持し将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっております。また、時代の変化とともに、市民の健康に対する意識が変化し、健康の質を高めることが求められてきています。このような状況に対応するため、矢板市国民健康保険では、国民誰もがの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の抑制を図るために、生活習慣病の発症原因とされる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、特定健診、特定保健指導の推進強化を図るとともに、医療費適正化、国民健康保険税の収納率向上の強化などに取り組み、国保財政基盤の安定化に努めてまいりますと考えております。

今後も、市民の皆さんと関係機関、団体が一丸となって「市民協働」による健康なまちづくりの推進に取り組む、「いつまでも健康でいきいきとしているまちづくり」の実現に努めてまいります。



事業報告・歳入歳出決算など可決承認

平成26年度

栃木県国民健康保険団体連合会通常総会

7月30日（水）、国保連合会大会議室において平成26年度通常総会が開催され、議決事項として平成25年度事業報告及び各会計決算等14議案すべてが、原案どおり可決承認された。

今後も積極的な保険者支援を実施

はじめに、佐藤理事長（宇都宮市長）が、社会保障審議会医療保険部会にて議論されている都道府県と市町村の役割分担及び今後の動向に触れるとともに、国保データベースシステムの運用開始と、システムを活用することで明らかになる地域の健康課題についても触れ、「保険者の取り組み健康事業の円滑な推進に向け、積極的に支援して参りたい」とあいさつした。

また、来賓として、栃木県保健福祉部国保医療課長入野好市氏より、県及び保険者にとって重要な財政基

盤強化策の具体策が明らかになっ
ていない現状について触れるとともに、追加公費の投入等と併せて、更なる保険料収納対策の強化、医療費適正化に向けた取り組み等保険者自らの事業運営の改善も必要であると述べ、最後に「国保連合会と緊密に連携して、保険者の皆さまの支援に取り組みたい」とあいさつした。



佐藤理事長

全議案を原案どおり可決承認

本総会では、議長に高根沢町長の加藤公博氏を選出され、報告事項2件と議決事項14議案など厳正に審議し、全議案原案どおり可決承認された。



「議長」高根沢町長 加藤公博氏



栃木県保健福祉部国保医療課長 入野好市氏

平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会

I 報告事項

報告第1号 理事長専決事項報告について

- 1 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 2 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 3 栃木県国民健康保険団体連合会海外療養費不正請求対策支援業務規則の制定について
- 4 栃木県国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会委員報酬並びに費用弁償規程の一部改正について
- 5 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 6 栃木県国民健康保険団体連合会職員等旅費規則の一部改正について
- 7 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出予算補正について

報告第2号 規則の一部改正について

- 1 栃木県国民健康保険団体連合会支部設置規則の一部改正について
- 2 栃木県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について

II 議決事項

- 議案第1号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 議案第2号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第3号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第4号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第5号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第6号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第7号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第8号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第9号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第10号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第11号 平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第12号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について
- 議案第13号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第14号 平成26年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について

III その他

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告書

平成25年度の事業については、平成25年2月22日開催の通常総会で議決された事業計画に基づき、県及び関係機関と連携を図り、保険者に満足してもらえる成果を生み出すために、次の各種事業を行いましたので、その概況を報告します。

- 第1 国民健康保険事業の安定的運営
- 第2 国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業の効率化等
- 第3 共同事業の効率的推進
- 第4 実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行
- 第5 介護保険事業関係業務の適正執行
- 第6 新規事業への対応
- 第7 成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

第1 国民健康保険事業の安定的運営

国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努めた。

また、医療保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、より一層の国民健康保険事業の安定的運営に向けた運動を展開した。

第2 国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業の効率化等

審査事務共助の充実強化、審査委員会への情報提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図ることはもとより、審査事務共助支援システム及び国保総合システムに実装の縦覧・横覧の審査機能を活用し、審査の更なる精度向上を図った。

また、出産育児一時金等の支払業務及び後期高齢者医療事務代行業務の適正化かつ効率化を図った。

第3 共同事業の効率的推進

保険者事務共同電算処理事業の更なる事業の拡充を図るため、国保総合システム機能を活用し、保険者事務の効率化を図った。

また、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の効率化、更には求償金の滞留防止等により第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業の効率化を図った。

第4 実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行

生涯元気で活力ある地域づくりを支援するための人材育成および本会が提供する医療データの活用を推進した。また、栃木県保険者協議会を通じ地域・職域保険の連携強化等により保健事業の実効性を高めるなど、市町保健事業の支援を行った。

特に、生活習慣病対策のために医療保険者に位置づけられた特定健診等の受診率目標達成のための支援を強化した。併せて、特定健診等のデータ管理業務の適正執行に努めた。

第5 介護保険事業関係業務の適正執行

介護給付適正化事業の積極的推進による保険者の支援、介護給付費審査支払業務、障害者総合支援給付費支払事業の充実・強化及び苦情処理担当者の連携強化、苦情・相談への対応の充実等により介護サービスの質的向上を図った。

第6 新規事業への対応

保険者のニーズに対応した事業の実施に向け、平成25年度から国保中央会が開発した標準システムである各種システムの機器更改に順次対応するとともに、新たに構築する国保データベース（KDB）システムの本稼働に向けた取り組みを行った。

更に、保険者支援事業として、各種システム機器更改に併せ、保険者端末を無償貸与により提供した。

第7 成果を生み出す組織体制・事務運営等の整備

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効率的に進めるため、平成25年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努めた。

平成25年度栃木県国民健康保険団体連合会一般・特別両会計歳入歳出決算の状況(対前年比)

会計区分		歳入決算額			歳出決算額			歳入歳出差引額			
		平成24年度	平成25年度	前年比	平成24年度	平成25年度	前年比	平成24年度	平成25年度	前年比	
一般会計		(219,260,055)	(237,230,442)	108.2%	(218,231,473)	(237,043,360)	108.6%	(1,028,582)	(187,082)	18.2%	
		219,260,055	237,230,442	108.2%	218,231,473	237,043,360	108.6%	1,028,582	187,082	18.2%	
診療報酬特別会 査計	業務勘定	(1,232,663,074)	(1,445,060,087)	117.2%	(823,150,302)	(1,343,748,742)	163.2%	(409,512,772)	(101,311,345)	24.7%	
		1,232,663,074	1,445,060,087	117.2%	823,150,302	1,343,748,742	163.2%	409,512,772	101,311,345	24.7%	
	支 払 勘 定	国民健康保険診療報酬支払勘定	143,378,133,889	145,655,266,910	101.6%	143,348,387,705	145,625,642,698	101.6%	29,746,184	29,624,212	99.6%
		老人保健診療報酬支払勘定	5,603,740	-	-	5,603,740	-	-	0	-	-
		公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	2,883,787,417	3,365,410,591	116.7%	2,882,315,588	3,363,939,494	116.7%	1,471,829	1,471,097	100.0%
		出産育児一時金等に関する支払勘定	5,026,414,390	4,987,859,567	99.2%	5,026,414,390	4,987,859,567	99.2%	0	0	-
小計	151,293,939,436	154,008,537,068	101.8%	151,262,721,423	153,977,441,759	101.8%	31,218,013	31,095,309	99.6%		
後期高齢者医療事業 特別会計	業務勘定	(711,543,040)	(772,986,633)	108.6%	(558,340,685)	(682,836,989)	122.3%	(153,202,355)	(90,149,644)	58.8%	
		711,543,040	772,986,633	108.6%	558,340,685	682,836,989	122.3%	153,202,355	90,149,644	58.8%	
	支 払 勘 定	後期高齢者医療診療報酬支払勘定	170,241,148,281	176,088,218,863	103.4%	170,231,297,294	176,078,380,164	103.4%	9,850,987	9,838,699	99.9%
		公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	540,933,918	854,642,363	158.0%	539,933,557	853,641,949	158.1%	1,000,361	1,000,414	100.0%
小計	170,782,082,199	176,942,861,226	103.6%	170,771,230,851	176,932,022,113	103.6%	10,851,348	10,839,113	99.9%		
保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計		(10,468,965)	(8,987,590)	85.8%	(7,851,472)	(7,534,493)	96.0%	(2,617,493)	(1,453,097)	55.5%	
		23,498,062,736	23,240,055,678	98.9%	23,494,279,240	23,237,386,577	98.9%	3,783,496	2,669,101	70.5%	
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計		(16,954,130)	(17,940,011)	105.8%	(11,533,689)	(11,787,664)	102.2%	(5,420,441)	(6,152,347)	113.5%	
		440,923,353	485,167,959	110.0%	435,502,912	479,015,612	110.0%	5,420,441	6,152,347	113.5%	
介護保険事業関係 特別会計	業務勘定	(235,692,997)	(275,768,036)	117.0%	(142,829,024)	(195,265,454)	136.7%	(92,863,973)	(80,502,582)	86.7%	
		743,149,021	613,176,278	82.5%	650,285,048	532,673,696	81.9%	92,863,973	80,502,582	86.7%	
	支 払 勘 定	介護給付費支払勘定	107,799,085,974	113,007,174,843	104.8%	107,798,444,516	113,006,533,385	104.8%	641,458	641,458	100.0%
		公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	913,046,719	1,016,986,287	111.4%	913,042,672	1,016,982,240	111.4%	4,047	4,047	100.0%
小計	108,712,132,693	114,024,161,130	104.9%	108,711,487,188	114,023,515,625	104.9%	645,505	645,505	100.0%		
障害者総合支援法 関係業務等特別会計	業務勘定	(44,058,057)	(50,814,849)	115.3%	(31,064,149)	(29,305,397)	94.3%	(12,993,908)	(21,509,452)	165.5%	
		44,058,057	50,814,849	115.3%	31,064,149	29,305,397	94.3%	12,993,908	21,509,452	165.5%	
	支 払 勘 定	障害介護給付費支払勘定	24,013,561,317	25,434,660,882	105.9%	24,013,539,913	25,434,639,478	105.9%	21,404	21,404	100.0%
		障害児給付費支払勘定	1,170,421,940	1,218,302,042	104.1%	1,170,421,940	1,218,302,042	104.1%	0	0	-
小計	25,183,983,257	26,652,962,924	105.8%	25,183,961,853	26,652,941,520	105.8%	21,404	21,404	100.0%		
特定健診保健指導費用決済業務特別会計		(55,660,595)	(62,545,544)	112.4%	(55,000,548)	(61,556,585)	111.9%	(660,047)	(988,959)	149.8%	
		1,135,367,188	1,163,977,106	102.5%	1,134,707,141	1,162,988,147	102.5%	660,047	988,959	149.8%	
国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計		(51,166,220)	(55,836,305)	109.1%	(43,524,547)	(45,164,816)	103.8%	(7,641,673)	(10,671,489)	139.6%	
		7,358,026,550	2,550,377,833	34.7%	7,350,384,877	2,539,706,344	34.6%	7,641,673	10,671,489	139.6%	
職員厚生資金貸付金特別会計		6,889,604	6,983,151	101.4%	86,869	84,352	97.1%	6,802,735	6,898,799	101.4%	
合計		(2,577,467,133)	(2,927,169,497)	113.6%	(1,891,525,889)	(2,614,243,500)	138.2%	(685,941,244)	(312,925,997)	45.6%	
		491,362,080,263	502,194,352,364	102.2%	490,625,434,011	501,830,710,233	102.3%	736,646,252	363,642,131	49.4%	

【備考】上記表中、()内の数字は、各会計支払勘定、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金、第三者行為損害賠償求償金、介護保険事業関係業務特別会計の主治医意見書料及び介護職員処遇改善交付金、特定健診費用決済業務、円滑導入関係諸費(事業費、特定資産支出、借入金償還金、諸支出金、特別会計(国民健康保険診療報酬支払勘定)繰出金)を除いた数字(事務運営に要する経費)である。



下野市 磯 辺 香 代

下野市は、平成18年1月10日に南河内町・石橋町・国分寺町が合併して誕生した市であります。栃木県の中南部に位置し、東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のあまりない、古来より開けた平坦で安定した自然災害も少ない地域です。

また、都心から約85km圏内に位置し、面積は74・58km²で、小金井駅、自治医大駅、石橋駅の3つの駅を有するJR宇都宮線と東北新幹線に並行した国道4号線及び国道新4号線が縦断しており、国道新4号線には平成23年5月に第三セクター「道の駅しもつけ」がオープンし、毎年260万人の来場者で賑わっております。

市の名称の由来となっている下野市は、7世紀末に創建されたと考えられている日本三戒壇の一つとして設置された下野薬師寺や8世紀に聖武天皇の詔により、下野国分寺・国分尼寺が建立されるなど、地域の歴史、文化に因んだもので、古代東国地方の文教文化の中心地として栄えました。

合併後の下野市がより豊かで活力ある新しいまちとなるための指針として、平成20年度から平成27年度の

8年間の行政運営の柱として「下野市総合計画」を策定し、「思いやりと交流で創る新生文化都市」を目指しております。

本市の国保運営協議会会長を務められる磯辺香代氏は、旧南河内町の町議を3期務められ、教育民生常任委員長、監査委員等の要職及び国保運営協議会委員長を約1年9か月歴任されました。平成18年5月に下野市の市議会議員に当選され、現在3期目在職中であり、総務常任副委員長及び監査委員等の要職を歴任され、様々な分野でご活躍されております。また、本市の国保運営協議会会長には平成26年5月に就任され、国民健康保険の健全な運営を図るためにご尽力されております。

現在、国民健康保険をめぐる情勢は、少子高齢化の進行や医療費の増加等により、大変厳しい状況であります。磯辺会長におかれましては、豊かな知識と幅広い経験を生かされ、国民健康保険の安定的な運営を図りながら、安心して暮らせる健康で明るいまちづくりの実現のため、ご活躍いただけることを期待しております。

「国保制度を続けるために！」

国民健康保険は日本の公的医療保険が皆保険であるために重要な役割を果たしています。しかし、高齢化の進展や被保険者の構造的要因による厳しい財政状況に長年苦しんできました。国の社会保障制度改革では、保険者を県に移す協議がなされていますが、国費の追加財源を確保する必要があります。改革のゆくえが大変気になります。

会長の一言



心を一つに60年 豊かに真岡 人・夢・未来

被保険者の加入状況

項目	
総人口	80,718人
総世帯数	28,145世帯
国保加入世帯数	12,821世帯
国保被保険者数	24,645人
国保被保険者加入率	30.53%

(平成26年7月1日現在)

真岡市は、県の南東部に位置し、東に連なる八溝山地、西に流れる大河鬼怒川を抱える自然環境が豊かで、都市計画、工業団地造成、圃場整備が進んだ農業・工業・商業がバランスよく調和した都市です。

突撃ルポ 保険者みてある記

第105回 真岡市

だれもが「ほい」できるまち

質・量ともに日本一を誇る「いちご日本一のまち」、子どもたちの夢とロマンを育む「SLの走るまち」、歴史が息づく技術・真岡もめんを今に受け継ぐ「伝統生きるまち」として、平成26年10月1日に市制施行60周年を迎えます。

だれもが住んでよかったと思えるような、安心と安全の「だれもが「ほい」できるまち」に向けて、市民の皆さまとの連携と協働によるまちづくりを推進しています。

■ 国保年金課

国保年金課には、国民健康保険係、国民年金係、高齢者医療係、保険税係の4つの係があります。

国民健康保険係には、課長以下、職員4名、嘱託職員2名、臨時職員1名が在籍しており、資格得喪、保険給付、

被保険者証発行、レセプト点検業務を行っております。

丁寧な窓口対応を心がける

高額療養費の支給手続きに関する問合せが多くなっており、限度額適用認定申請の案内や償還払いの時期、高額療養費の対象となる医療費の案内等を相談内容に応じ丁寧に心がけています。

レセプト点検の充実強化で医療費適正化を推進

レセプト点検職員3名を中心に、重点点検項目を7項目設定し、半年ごとに項目を見直しながら、内容・縦覧点検の充実強化を図っています。点検結果により、第三者行為求償等へ積極的につなげるとともに、資格点検による不当利得返還請求も併せて実施しています。

電話無料相談を開設し、安心して健康で暮らせるまちづくり

特定健診受診率向上を目指し、加入手続きの際、国保窓口でパンフレット等を配付し、特定健診、人間ドックの案内を積極的に行うとともに、昨年度は3,600件の利用があった無料の24時間年中無休の電話健康相談を開設し、被保険者の皆さまが安

心して健康で暮らせるような保健事業を推進しています。

収税課

収税課には、収税係と収納対策係の2つの係があり、職員11名、嘱託事務職員1名、徴収嘱託職員5名が在籍しています。

収納率前年比1.4ポイント増

平成25年度の国保税の収納状況は、現年度分が89.0%、現年度分と滞納繰越分を合わせて、64.7%となっています。前年度と比較すると、現年度分が0.1ポイントの増、現年度分と滞納繰越分を合わせて1.4ポイントの増となっています。

差押えを積極的に実施

毎月第1、第3日曜日の午前中および週2回（水・金曜日）の窓口業務の延長により、納付の利便性を高め、収納率の向上を図っています。また、5月と12月に、部課長と担当職員がペアとなり、臨戸訪問による一斉納税指導を休日・夜間も実施したり、差押えを積極的に実施することにより、収納率向上に努めています。

徴収アドバイザー派遣依頼で徴収実績の向上を目指す

今年度、滞納案件に対する具体的な対処方法を、年3回、徴収アドバイザーより指導いただくことで、更なる徴収実績の向上を目指します。

健康増進課

健康増進課は、成人健康係、母子健康係の2つの係があり、職員23名（職員19名、嘱託職員4名）が在籍しています。

若いうちからの健康チェック！

ヤング検診で健康意識を高めよう

平成23年度より、若い時期から健康状態を正しく理解し、健康に対する意識を高めることを目的としたヤング検診を実施しています。検診当日に保健指導、健康教育を実施し、一ヶ月後にも検診結果説明会を実施しています。40歳になる前の若い世代に健康診査の必要性について理解してもらおうことで、特定健診の受診率向上につなげています。

【ヤング検診当日】



腹囲や体重、血圧などの計測結果について説明している様子です。

地区ごとに健康レベルの向上を図る

7地区に分かれている地区のなかからモデル地区として毎年2地区を選定し、1地区あたり2年間、生活習慣病検診の受診勧奨および各種保健事業への参加勧奨や、地区の各種事業に赴き、健康に関する意識の啓発活動等を行っています。地区住民へのアンケートや健診結果から見えてきたものを資料化し説明することで、次年度の地区事業計画に反映してもらえよう働きかけています。



第2回

「八丈島における徴収改革」 《法律どおりやるごん!!》

NPO法人ローカルガバメント・ネットワーク理事長 堀 博晴

3 集金をやめよう!!

八丈に来たとき職員の皆さんは靴を片手に「集金に行ってきます」と出かけて行くことが多く、それが当たり前のことだったのです。この集金は前にも書きましたが、徴収事務では絶対にやってはいけないことのひとつだと考えます。徴収吏員はいわゆる「集金人」ではないのです。寝たきりの方や体が不自由な方などは別ですが、それ以外の方は90%以上の人が行政側に手間をかけずに支払ってくださっていますので、集金をする必要など全くないと私は思っています。

そこで、職員の皆さんと話し合っ
て、時間と手間にかかるこの集金と
いう仕事をやめることにしました。

しかし、職員の皆さんはいきなり
集金をやめることに不安を抱いてい
ました。「今まで来てくれていたのに
何だ!!」などと相当の抵抗が予想さ
れるからです。

この不安を払拭するために私は次
の文章を作って職員の皆さんに「次に
集金に行ったときにここに書いてあ
る手順で話しをしてきてください。」
とお願ひしました。

① まず、次回訪問した際に口座

振替を勧める。ただし、引き落
としてきそうもない方には無理
やり勧めない。(後々手間がかか
るだけなので)

② そして今後は、寝たきりの方

など特別の事情がない限り集金
には来ない方針になったことを
話す。

③ 「集金に来ないなら払わない」

という方に対しては、これは組織
としての方針なので私たちは従
わざるを得ない。そして滞納に
なったら法律に基づいて滞納処
分を行う方針になった旨も話す。

④ それでも苦情や怒鳴る方の場

合は、税務課徴収係(私のところ)
に相談?(苦情を言いに)に来
るよう話してくる。

そして付け加えたのが「長居は無
用です」という一言です。

私も職員と一緒に苦情を言いそう
な何件かに行かせてもらいましたが、
税金を支払うのは義務であり、多く
の方が自主納付している。今後は集
金に来ない旨強く訴えました。「だっ
たら払わない」という方もいました
がその場では説得せずに、黙って差

押をさせてもらっています。

また、苦情を言うてくる方には「あ
なたは今役場に來ているではないで
すか。毎月來てください。」と言っ
て突っぱねます。

この集金をやめたことで徴収率が
下がるといふ心配はありませんでし
た。集金をやめることで職員に時間
ができ、滞納整理で一番大切な仕事
のひとつである財産調査をきめ細か
くできるようになりました。

4 一発完結(そんなにありませんが...)

職員の皆さんは集金に行かなくな
った時間を財産調査にあて、まず確定
申告書から給与所得かどうか、生命
保険控除はあるかなどを、また島内
の預金(みずほ銀行、七島信金、JA、
漁協)調査を一齐に行いました。

この結果、生命保険の解約返戻金
や預貯金で完結になった事案があり
ました。また、給与照会をかけるだ
けで動きが出る事案なども出てきて、
その数は徐々に増えてきました。

完結になったときや動きのなかっ
た事案を、差押等により動きを出し
たときの職員の笑顔がなんとも言え
ず素敵でした。

5 ポスターとタイヤロックのディスプレイ

これらと平行して行ったのが窓口用ポスターを作製して掲出したことです。

一番上に大きく「滞納は許しません！」と職員の思いを書きました。

その下に、滞納すれば税の公平性を守るため滞納処分をすること、捜索も辞さないこと、延滞金をきちんと取ることをうたいました。

そして困っていただければ相談に来るよう呼びかけました。

窓口に来る方は必ずこのポスターが目に入るのでありますが、延滞金の質問はありますが、その他の質問や苦情はありません。

また、今後の捜索を見据えて役場玄関にタイヤロックのディスプレイをしました。

これは役場を訪れる人皆さんが必ず見ますので効果がありました。これを見た人が「滞納するとタイヤロックされるぞ」と宣伝してくださるからです。

滞納は許しません！

～八丈町民の93%以上の方が
キチンと納税されています。～

税の公平性を守るため滞納処分を
強化します。

● 滞納処分の主な例として、
「預貯金」・「給与」・「生命保険」・「不動産」・
「動産」・「自動車等」は、タイヤロックを使い
運行不能状態とし、引き上げた後、公売を実施し
ます。
事務所や居宅への家宅捜索も行います。

● 延滞金について
延滞金は、納期限の翌日からひと月を経過する期
間は年2.9%、ひと月後からは、年9.2%の割合で加
算されます。

● 納税に困っている方は、早めに相談を
失業や病気、災害等で納期内納付がむずかしい場
合を含め相談を受け付けています。

● 問い合わせ先
税務課徴収係
電話 2-1122 内線127、128

八丈町の窓口等ポスター
(庁舎移転、延滞金率変更後掲示)

6 初めての捜索

八丈ではこれまで捜索をしたこと
がありません。そこで、捜索とはこ
んなもんだよということできりあえ
ずやってみることにしました。

事案は70歳近い方で独身、刺青を
しており「元やくざ」だったとい
う方です。建設会社（特別徴収も社保
も加入していない）の社員ですが日
給月給で雨の多い月などは収入が少
ないということ。素行が荒いの
で職員も積極的には会おうとして
いませんでした。そして、この人は幸
い分納誓約を履行していませんので
余計な催告書など送らずに即



八丈町タイヤロックディスプレイ

捜索事案としました。

4月15日午前9時現場着本人不在。
お願いしてあった警察官を立会人に
捜索開始。

これまで何度も捜索をやってきました
したが、ひとつ言えるのが滞納者の
部屋はほとんど整理整頓がされてい
ないということです。はつきり言う
と「汚い!!」のです。スリッパを履
き財産を探しますが、瓶につめられ
た小銭数千円、大型液晶テレビ、脚
立以外の差し押さえるべき財産はあ
りませんでした。本人が昼に帰って
くるといふことなので、昼に再度訪
問。いきなり「泥棒みたいな真似を
しやがって!!」「あんな物もっていっ
たつて金にならねだろう!!」「分割で
払うから取りに来いと言ったよな」
など罵詈雑言を浴びせられました。後
軽自動車のタイヤロックをして、後
で役場に来るようにと言い残して帰
ろうとしましたが、「車を動けなくし
やがってどうやって行くんだ!!」と
また怒鳴るので、「歩いてきてくださ
い」と言い残して帰ってきました。
この事案は、分納となりましたが、
新規発生をさせずに毎月6万円を支
払う約束をさせ、現在履行中です。



軽自動車のタイヤロック



初めての捜索・テレビの差押え

この捜索の後、あんなうるさい人が素直に分納に応じる姿を見た職員は計画的に捜索をやるうという機運になりました。捜索は一人ではできませんのであらかじめターゲットと日時を決めなければいけません。捜索をやるきつかけ作りとして、分納不履行者や、今まで「梨の磔」の人には「・・・月〇日まで来庁ください。・・・来庁いただけない場合は法律に基づいて差押などの滞納処分を行います。」と書いた来庁通知を送りました。そして期限までに来庁しない滞納者を捜索対象とし、月に2〜3回計画的に行うようにしました。

(続きは次号)

7 計画的な捜索



初めての捜索・小銭の差押え

プロフィール

ほり ひろはる
堀 博晴

東京都八丈町税務課徴収係長、NPO法人ローカルガバメント・ネットワーク理事長
昭和42年江戸川区役所に入都。東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部
主税局足立都税事務所整理第二課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任。

機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。

「ネット公売を全国に広げたい」と、自らヤフーのスタッフ募集に応募しヤフー株式会社に入社。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び回る。

平成23年よりNPO法人 LG Netを設立し、理事長に就任。平成24年11月ヤフー定年退職、平成25年3月より現職。著書には、インターネット公売のすべて（ぎょうせい）、自治体増収大作戦ーインターネットが変えたー（ぎょうせい）がある。

平成17年～厚生労働省国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー



第2回

習慣化の科学

《ダイエット編(前半)》

株式会社キャンサーズキャン
石川 善樹・川本彩多利



こんにちは。習慣化の科学について連載させて頂いております。今回と次回では、多くの人が挑戦し、そして挫折した経験があるであろう「ダイエット」を事例としてとりあげていきます。

1. 「食べてやせたい」という願い

ダイエットと聞いて私たちがイメージするのは、「運動か、食事制限か」という運命の選択です。さらに言えば、「運動はつらいし、食事制限もつらい。できれば、食べてやせたい！」と願うのが、偽らざる本音ではないでしょうか。

そんな私たちの願いを見透かしたかのように、テレビをつければ、「〇〇を食べたらやせました！」というCMや番組であふれています。

一昔前の話になりますが、「発掘！あるある大事典」という生活情報番組がありました。ご存じの方も多いと思いますが、ダイエットに関する話題を数多く取り上げたこの番組では、次から次に「食べてやせる」新しいダイエット法が提唱され、番組内で紹介された食材は、翌日の店頭からなくなるといふ社会現象まで引き起こした怪物番組です。

しかし、その多くが、ねつ造でした。極めつけは、2007年1月7日に放映された、「納豆ダイエット」です。「納豆に含まれるDHEAというホルモン物質が、ダイエットに効果がある」という論理を展開し、専門家の発言をねつ造し、検証実験をねつ造し、一大スキャンダルを巻き起こしました。その醜聞は、広く世界でも取り上げられ、イギリスの権威ある科学雑誌ネイチャーでも、「日本のテレビ番組が、科学をねつ造した」と、手厳しい批判が行われました。

さて、あるある事件から歳月を経た今、翻って、わが国のダイエット法に関する現状はどうでしょうか？改善されるどころか、ほとんど変わっていないのが現実でしょう。

食べてやせたいという私たちの願いは強く、「〇〇を食べて、ダイエット！」というマスコミの踊り文句に、今日も目をくらまされています。しかし、これまで述べてきたように、人類の歴史の中で、「食べたたらやせる魔法の食材」が登場したことはないし、恐らく今後もあることはないでしょう。言い換えるなら、やせる食材を求めるのは、不老不死の薬を求めて、

長い長い航海に出るようなものです。では、ダイエットについて、最新の科学はどのような答えを用意してくれているのでしょうか？さつそく、2009年に起きた「ダイエット革命」についてみていきたいと思えます。

2. ダイエット革命とは？

ダイエット革命といわれても「そんなの聞いたことないぞ!」という方がほとんどだと思います。なぜならその革命は、まだ一部の科学者にしか知られておらず、世間一般には広まっていないからです。

残念ながら、科学上の大発見は、社会に認められるまでに時間がかかるものです。たとえば、1905年に発表された、アインシュタインの相対性理論。一部の科学者からは、「数千年に及ぶ束縛から人類を解放した」と早くから高い評価を受けていたものの、イギリスの新聞「ザ・タイムズ」で「科学における革命」という見出しで記事が掲載されたのは、実に14年後の1919年になってからのことでした。

さて、ダイエット革命ですが、何故、「革命」とまで呼ばれるのでしょうか。

うか？それは、

「結局のところ、ダイエットには何が効果的なのか!？」

という、百億ドルの価値がある問いに対し、決定的な答えが導かれたからです。

研究を率いたのは、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン（通称UCL）のスーザン・ミッキー教授らです。UCLはイギリスを代表する大学であり、これまでに21人のノーベル賞受賞者を輩出しています。1826年設立と、その歴史は比較的浅いが、日本の近代化に大きな影響を与えた大学であり、かの夏目漱石をはじめ、多くの日本人留学生の学び舎となりました。

しかし、疑問は残ります。

ただ単に、効果的なダイエット法を研究した程度の話で、それを「革命」とまで呼んでいいのでしょうか？実は、単純に見えて奥深い、それなりの理由があるのです。

3. なぜ効果的なダイエット法が

これまで開発されなかったのか!?

そもそも、これほど科学が発達した現代において、なぜ私たち人類は、「ダイエット法」などという初歩的な

問題に頭を悩ましているのでしょうか？まともになると、バカらしくなってしまいうぐらい、あまりにも不思議な話です。

かつて人類は、天体の星や惑星を観測し、万物の理論に想いを馳せてきました。現代、その理論は応用されました。ロケットを飛ばすまでになりました。それなのになぜ、たかがダイエットごときについて、これほど私たちの理解は遅れているのでしょうか!?

実は、それには明確な理由があるのですが、まず、「自然科学が進歩した理由」を考察する必要があります。

わたしたちは自然科学の進歩は、「偉大な科学者によって成し遂げられた」のだと思います。

あえて例にあげるまでもなく、ガリレオ、ニュートン、アインシュタインといった偉大な科学者たちの名前が、次々に私たちの脳裏に浮かんできます。最近では、iPS細胞を開発し、ノーベル医学賞を受賞した、山中教授の名前を挙げる人もいるでしょう。

どうも私たちは、「偉大な出来事は、偉大な人物が成し遂げる」と考えた

がる癖があるようです。それは決して間違いではないし、真実の一面を表しています。でも、ここでは一度、「偉人説」から離れ、自然科学が進歩した理由を、別の角度からみていくことにしましょう。

「科学」という語源を調べると、「分類する」という意味であることがわかります。万学の祖とよばれる、古代ギリシャの偉人アリストテレスは、自然を4種類の元素（火、空気、水、土）に分類しました。自然を理解する最初の一步としては、当時としては悪くない考えだったと思います。

しかし、残念なことに、そのあまりにシンプルかつ強力な考え方は、その後千数百年間にわたって大きな影響力を及ぼすことになりました。

ようやく、アリストテレスの呪縛から人類を解き放ったのが、ロシアの天才科学者デミトリ・メンデレーエフです。名前を聞いてもピンと来ないかもしれませんが、彼は元素の「周期表」を開発した張本人であり、4種類だと考えられていた元素を、およそ120種類の元素に分類しなおしました。

こうして、自然の「分類表」を手

にした人類は、その後、飛躍的に科学を発展させることになりました。具体的には、元素についてより精緻な理解が進む一方、その応用として様々なテクノロジが開発・実用化されるに至ります。

さて、一度、ここまでの話を整理しましょう。

科学の進歩は、「分類する」ことからまれてきました。特に、近代科学の歴史の転換点となったのが、メンデレーエフによる周期表の発明です。では、ダイエット法については、どうでしょうか？

これまでに、誰がどのようにダイエット法を分類してきたのでしょうか？もし仮に分類が精緻になされていけば、自然科学と同じように、加速度的にダイエット法に関する理解が進んできたはずですが。

結論から述べると、「誰もダイエット法の分類をしてこなかった」のです。実は、自然に比べて、ダイエット法に関する理解が遅れている最大の理由は、ダイエット法を分類した「周期表」がないことです。

4. ダイエット法は26種類ある

ここにきてようやく、本稿の主題に

戻ることができます。すなわち、なぜ2009年がダイエット革命の年と呼ばれるかというと、人類の歴史上初めて、ダイエット法の分類が精緻になされた年だからです。

その先鋒を切ったのが、先に述べたスーザン・ミッキー教授らです。ダイエット革命の前年、サセックス大学のチャールズ・アブラハム教授と共に、ミッキー教授は、人間行動を変化させる構成要素を、26種類に分類しました。まさに、メンデレーエフが自然界の物質を「周期表」として分類したように、人間行動の「周期表」を作成したのです。

ちなみに、ミッキー教授らによる人間行動の「周期表」は、研究班のHP上にてまとめられているので、興味がある方は、ぜひ一覧頂ければと思います。

(HPはコチラ→<http://www.ucl.ac.uk/health-psychology/BCT/taxonomy/index.php>)

そして2009年、ミッキー教授らは、自身らが開発した人間行動の「周期表」にもとづき、ダイエット法の分類を行いました。具体的には、1990年から2008年までの約

20年間に報告された、食生活や運動に関する101の介入プログラムをレビューし、その介入プログラムを26の構成要素に分類・解析を行いました。

その結果、もともとダイエット効果が高い手法は、「行動のセルフモニタリング」という手法であることが示されたのです。セルフモニタリングとは、自分の行動を観察・記録することを意味します（最近「はかるだけダイエット」というダイエット法が提唱されていますが、これは「結果のモニタリング」といわれる手法であり、「行動のモニタリング」とは別の手法です）。

逆にいえば、その他25の手法は、セルフモニタリングほどの効果はない、ということでもあります。たとえば、自分にご褒美をあたえる「報酬のフィードバック」や、夏までに〇〇キロやせるといった「ゴール設定法」といった手法は、効果がほとんどないということでした。

結論だけ聞いてしまえば、「ふーん、セルフモニタリングがダイエットに有効なのね」という程度の話かもしれません。

だが、繰り返し強調しますが、こ

れはダイエット法に革命を起こす研究成果なのです。これまでは、「結局のところ、ダイエットには何が効果的なのか？」という質問に、誰も答えることができなかったのですから。

なぜなら、人間行動の「周期表」が存在しなかったため、一つの基準で横並びに各ダイエット法を評価する術がなかったのです。それゆえ、次々と開発されるダイエット法に、私たちはさんざん翻弄され続けてきました。

しかし、スーザン・ミッキー教授らのお蔭で、私たち人類はようやくダイエット法をはじめとする人間行動を科学する足掛かりをつかんだのです。

■次回に向けて

今回は、ダイエットには「行動のセルフモニタリング」が重要だというお話をしました。次回ではより具体的に、「ダイエットのためにどのような行動をどうやってモニタリングすればよいのか？」についてお話ししたいと思います。



*ご意見・ご感想は、下記までお願いいたします。

石川 善樹 (いしかわよしき)

株式会社キャンサーズキャン

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-8-3 イオレ渋谷ビル5階

TEL : 03-6427-8875 FAX : 03-6427-8895

Mail : ishikawa@cancerscan.jp

川本彩多利 (かわもとさおり)

Mail : kawamoto@cancerscan.jp

石川 善樹 医学博士

東京大学医学部健康科学科卒業後、ハーバード大学にて最新の健康づくりを研究。

現在は、株式会社キャンサーズキャンにて、日本各地の健康づくりに取り組む。

川本彩多利

慶應義塾大学環境情報学部卒業。現在は、株式会社キャンサーズキャンで、地域の健康づくりに従事。

プロフィール

「命の尊さがわかり、他者への 思いやりがある子どもの育成を目指して」 《中学校における思春期ふれあい体験教室を通して》

那須烏山市 こども課 野崎 真理子

【人口等】

項目	
総人口（平成26年8月1日現在）	28,633人
年少人口	1,567人(10.59%)
年間妊娠届出数	150~200件
年間出生数	160~210人
年間死亡数	380~430人
小学校数	5校
中学校数	3校
中学3年生徒数	233人

「自然」と「文化」と「活力」が調和したまち

那須烏山市は、県の東部に位置し、県都宇都宮市より概ね30〜35キロメートルの距離にあります。八溝山系に属し、那珂川が平野を貫流し、那珂川右岸には、丘陵地形が形成され、丘陵が縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流しています。

この地帯に南那須市街地、烏山市街地が形成されています。国道293号は、市の北部を東西に、国道294号は、市の中心部を南北に走っています。鉄道は、JR烏山線が東西に走り、市内に5つの駅があります。

【教室の内容】

- 対象：中学3年生 ●場所：各中学校
- 時間：50分授業、2時間を利用
- 講話等内容
 1. 事前学習（1時間目）
 - ・生命誕生、命の尊さ、胎児の成長
 - ・思春期の身体、脳、心の特徴
 - ・妊娠中絶、性感染症の危険性
 - ・妊婦疑似体験（主に男子生徒）
 - ・タバコとダイエットの影響
 - ・赤ちゃんの抱き方等
 2. ふれあい体験（2時間目）
 - ・赤ちゃんや母親とのふれあい
- 体験レポート作成

大好評の思春期ふれあい体験教室

乳幼児健診・相談・訪問に加え、妊（産）婦サロン、離乳食相談、フッ素塗布、虫歯予防教室等事業を実施しています。

なかでも、平成20年度より中学校と連携して実施している思春期ふれあい体験教室は、関係者はもちろん、生徒や協力していただいた母親からも「自分の子どもが中学生になった時にも、実施して欲しい」との感想・要望をいただく教室です。



ふれあい体験の様子

自分もこうして育ててもらったんだと感じたふれあい体験

事前学習は、在宅助産師が中心に講話を行います。講話中を利用して、主に男子生徒に妊婦の疑似体験をしてもらいます。最後に赤ちゃん人形を使用して、抱き方の練習をします。

ふれあい体験は、市内在住の母子に協力していただき、実際に赤ちゃんを抱っこしたり、一緒に遊んだり、母親から出産や育児体験を聞いたり、場合によっては、オムツ交換や授乳の様子を見る機会としています。

生徒6〜8名が1グループになり、

月齢の違う2組の母子の抱っこや体験を聞きます。最後に、記念撮影をして、母親より「自分の子どもが中学生になった時を想定して、生徒に対するメッセージ」を話してもらいます。

生徒からは、次のような感想があげられました。

思春期教室の充実

中学校での教室の感想・意見等を受けて、今年度より、小学校の6年生を対象に教室を実施することになりました。現在、小学生向けの講話内容を助産師と検討しているところです。

少子高齢化が進む中、少なく生まれてくる子どもが、健やかに成長することができるよう、今後も支援してまいります。

【講話に対する感想】

- ・知らない部分を詳しく教えてもらった
- ・軽い気持ちで赤ちゃんを作ってはいけないと思った
- ・性感染症や人工中絶は怖い

【妊婦体験をしての感想】

- ・動きにくかった
- ・しゃがむのも一苦労だった
- ・妊婦さんの辛さがわかった

【ふれあい体験をしての感想】

- ・可愛い、柔らかくて気持ち良い
- ・軽い気持ちで接してはいけないと思った
- ・意外に重かった
- ・命の大切さがわかった
- ・赤ちゃんも一生懸命に生きてしているとわかった
- ・赤ちゃんは、泣いて意思を伝えている
- ・（母に抱かれてすぐ泣き止む）ままマジックを見た
- ・母親って大変だなあと思った
- ・自分もこうして育ててもらったんだ…と感じた



ふれあい体験の様子



ふれあい体験の様子



妊婦擬似体験をしている様子



助産師による講話の様子

はがまち ウェルネス運動教室

— 芳賀町 —



芳賀町では、筑波大学の研究成果に基づいたe-wellnessシステムを利用し、平成25年10月から「はがまちウェルネス運動教室」を実施しています。

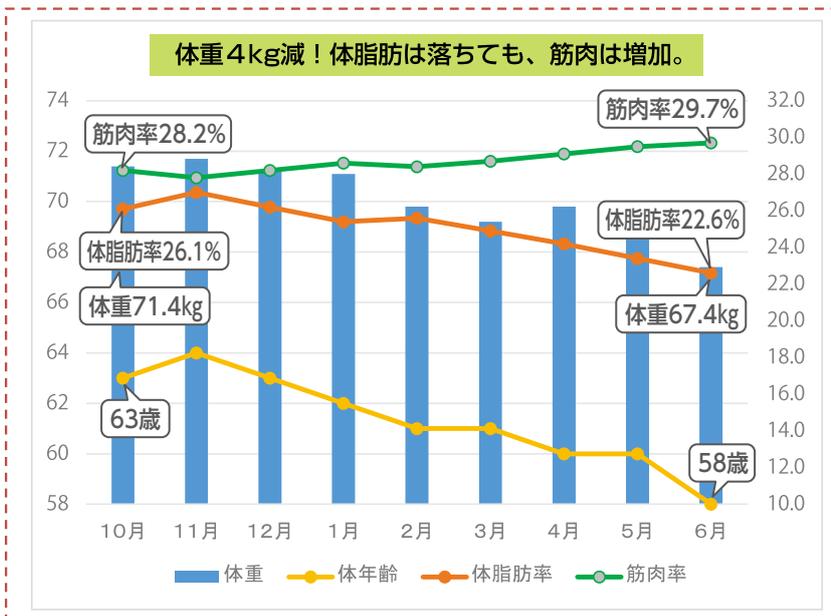
この教室は、個人の体力・体型・普段の生活様式からオーダーメイドの個別プログラムを作り、専門スタッフが個別指導します。運動は継続することが重要なポイントですが、体組成や実施量が見える化され、仲間と一緒に実施することでモチベーションを維持できています。また、丁寧な指導で、ヘルスリテラシーの向上にも努めています。



- 【対象】 20歳以上の芳賀町に住所のある人
- 【定員と時間】 1教室20人で1時間30分
- 【費用】 システム利用料として1か月あたり1,500円
- 【内容】 歩数計アップロード・筋トレ・エアロバイク
※毎月実績レポート（実施状況と体組成の見える化）
※定期的に体力テスト実施し、新プログラム作成

参加者Aさん
69歳のデータ

9ヶ月で体力年齢**62歳**→**58歳**の若返り！実年齢**-11歳**。



【Aさんのコメント】

- ・ゴルフの飛距離には、優越感を感じる。
- ・ジョギングそのものが楽しくなった。頭すっきり、ひらめき抜群。前日飲みすぎても身体はすっきり。
- ・週1回の教室で、体組成や自分の頑張りの見える化でモチベーションがあがる。・・・など多数



私の趣味と健康法

仲間とのゴルフと

カラオケで健康維持



益子町住民課
課長 堀野 鉄男

私は益子町住民課の堀野と申します。住民課2年目でございます。住民課は昭和50年4月に入職してから

初めての部署であります。事務引継ぎで、住民課は「益子町役場の顔である」との認識を常に持つて対応するようにとのことであります。このことを忘れずに、窓口業務等の対応については、親切、丁寧に笑顔で応対できるよう職員一同心掛けていくところでございます。

さて、本題に移りますが「私の趣味と健康法」ですが、私の趣味は音楽とスコア100前後のゴルフです。音楽と言っても幅は広いですが、私

老人施設へ訪問し、歌ったり演奏したりして大変喜んでいただいたことを思い出します。

現在は、自然解散し何も活動はしておりませんが、私自身たまにカラオケ施設へ行って、職場では出せない大きな声で、自分の気に入った曲を歌っています。大きな声を出すことは、気持ちがいいもので、頭がすっきりとします。健康にも良いことだろうと思います、これからも続けていきたいと考えております。

味と健康法」ですが、私の趣味は音楽とスコア100前後のゴルフです。音楽と言っても幅は広いですが、私

コースでは、誰もがよいショットを打ち、良いスコアで上がりたいと考えていると思います。なかなか技術や心理面などの影響もあり、思ったようにいかないところが向上心につながっているのではないかと思っております。今後も練習を重ね、少しでもスコアが縮まるよう励んでいきたいと考えております。

いつまでも健康で長生きできるとは、誰しもが望んでいることであり

続いてゴルフですが、約20年ぐらい前から続けておりますが、一向に上達しないので、現在町の総合型スポーツクラブ主催のゴルフ教室に通っております。全6回コースで7月初旬に終了しました。ゴルフの良いところは、年齢に関係なく、仲間と一緒に楽しめることです。



7月6日 ゴルフ教室での練習の様子

ます。それには、自分自身の生活習慣に気を付けることが第一です。私自身、多少は食生活のバランスや飲酒の量にも気を付けてはおりますが、いつも健康でいられることは、むしろいいものです。生活習慣病を予防するため、今後とも食生活の改善、また、趣味を生かして、いつまでも健康でいられるよう心掛けていきたいと考えております。



情熱！国保！

足利市
 保険年金課 国民健康保険担当
 主 査
 なか むら ひとし
中村 等

国保経験年数 5年5か月

- ① いて座
- ② A型
- ③ 家族キャンプ、長距離サイクリング、二回目の富士登山
- ④ 子供の健やかな成長と自分のお腹の成長 ^^
- ⑤ スポーツ（サッカー・スキー・サイクリングなど）、カラオケ、音楽鑑賞、釣り
- ⑥ 情熱、感動、真実…かな？
- ⑦ 昼休み中のウォーキングと車内での一人カラオケ
- ⑧ 健康で元気に第二の人生を楽しむこと。ふるさと「足利」を元気にしたい。
- ⑨ 緑の山と清らかな渡良瀬川が調和したロケーションと歴史・文化が香る街並み（演出）が素晴らしい町です。昨年、新たな施策として「映像のまち構想」がスタートしました。これを契機に「足利」のブランド力をさらに高めていきます。
- ⑩ 国民皆保険制度、最後の砦として非常に市民生活に密着した重要な業務と感じる。

一方で、社会構造の変化や経済の低迷、価値観の多様化に伴い制度自体も複雑化細分化されたが市民ニーズと乖離している部分や理解していただくことが非常に困難な状況がある。法や制度を作る側と現場とのコミュニケーションが必要と考える。



いつでもフルマラソン走れます。

栃木市 西方総合支所
 生活環境課 保険医療担当
 主 事
 いし かわ よう いち
石川 陽一

国保経験年数 2年5か月

- ① しし座
- ② O型
- ③ ULTRA-TRAIL Mt.FUJI(ウルトラトレイル・マウントフジ)への出場
 ※富士山の周囲をぐるっと一周する距離168km、累積標高9,500m、制限時間46時間の100マイルトレイルレース。通称、UTMF。
- ④ 家族の成長
- ⑤ 趣味：ランニング 特技：美味しいコーヒーを淹れられます。
- ⑥ 何事も前向きに。
- ⑦ 楽しい食事、きちんと睡眠、おやつ、しっかりランニングした後の甘いお菓子
- ⑧ 世界中の街や山を走りたい。
- ⑨ 市街地と田園地帯が近く、さらにほどよい山もあり、ランニングやサイクリングで様々な風景の中を巡ることが出来ます。
- ⑩ 国民健康保険制度は資格や給付に関して幅広く、被保険者自身がすべてを理解することは非常に難しい制度だと感じています。だからこそ被保険者が求めていることに対して分かりやすい案内が出来ることを目標にしています。
 初心を忘れることなく新鮮な気持ちでの勤務を心がけています。

平成26年度国民健康保険料(税)徴収実務研修会

滞納処分の重要性を理解

徴収実務を円滑に進めていくうえで必要な知識を習得し、収納率向上を図ることを目的とした「平成26年度国民健康保険料(税)徴収実務研修会」を、7月18日(金)、国保連合会901会議室で開催し、市町徴収担当職員14名が出席した。

滞納者よりも、90%の優良納税者を意識した徴収事務を

午前の部では、「徴収事務の概要」と題し、徴収アドバイザー篠塚三郎氏による講義が行われた。まず、新規滞納者を発生させないよう、常に適正・公平・効率的な事務執行が必要であるとし、滞納者よりも優良納税者を意識した徴収事務を実施するよう述べた。また、具体例を交えての給料や自営業者の売上げに係る差押え手続きの手法、滞納者との交渉方法など、実務についての講義と併せて、人員配置や危機管理体制等各市町の徴収体制の整備の重要性についても触れた。

毅然とした対応で滞納者へ接する

午後の部では、「国保の納税義務者(世帯主)要件と現状について」や「納税の猶予全般について」等市町および講師からの議題についてグループ討議を実施し、各市町の現状について活発な意見交換がなされた。篠塚氏からの助言も受け、研修会の出席者からは、「徴収職員の心得をよく考え、毅然とした対応で滞納者に接し、納税折衝と調査処分を進めたい」との声が上がった。



「皆さんが本気で取り組みれば状況は変わる」と話す篠塚三郎氏

平成26年度国保事務担当職員研修会

国保事務の効率化・適正化に向けた情報交換を実施

市町の国保事務担当職員を対象に、資質の向上と事務の適正化を図ることを目的とした「平成26年度国保事務担当職員研修会」を、7月28日(月)、国保連合会大会議室で開催し、市町国保担当者21名が出席した。

国保の現状と課題を再認識

初めに、栃木県保健福祉部国保医療課課長補佐塩原千恵子氏より、「国民健康保険の現状と課題について」と題し、市町村国保の抱える財政上の構造的な問題点および解決に向けた指針について、全国と県内の状況を比較しながら説明された。

また、今後の国保運営に関する都道府県と市町村の役割分担の在り方にもふれ、動向を注視するよう述べた。

研究討議で国保事務の諸問題を整理

次に、「保険給付」、「資格得喪」、「保健事業」をテーマとした分科会を実施

し、栃木県国保医療課より高林係長、長谷川主事、加藤主事を助言者として、事前に各市町から提出された国保事務に係る諸問題について、意見・情報交換を行った。

出席者からは、「各市町の状況、課題、解決策を聞いて参考になった。」「各市町の実務担当者との情報交換できたことを、今後の業務に役立てたい。」などの感想が寄せられた。



特別講演「国民健康保険の現状と課題について」を聞く出席者

保健事業に関する 保険者説明会

新規事業と保険者支援を周知

保険者においては、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画策定が求められている中、本会が実施する「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業」などの新たな事業の周知及び今後の保険者支援についての説明会を、8月19日（火）、国保連合会9階大会議室で開催し、市町及び広域連合担当職員等53名が出席した。

初めに、国民健康保険中央会参与鎌形喜代実氏より、「保険者における保健事業計画の策定について」と題し、データヘルス計画の考え方や策定方法、また、計画の中での国保データベースシステムの効果的な活用方法について説明された。

国保データベースシステムに係る今後のスケジュールを説明

次に、本会担当職員より、「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業」の概

要についての説明及びデータヘルス計画で重要な役割を担う国保データベースシステムの公開スケジュール等について説明した。国保データベースシステムの公開にあたり、今後、管理・操作方法や活用方法等についての保険者説明会を実施するとともに、希望保険者のもとに本会職員が訪問し、本システムの活用等に関する意見交換の実施も予定している。

なお、8月現在、7月から月次データ処理を開始し、10月の保険者への公開のための準備を進めている。また、平成24年度分からの過去データについては、データ量が多く全国的な作業でもあるため、国保中央会における作業完了後国保データベースシステムに情報が反映されるのは、年明け以降の想定である旨説明した。

鎌形氏の講演を聞く出席者



鎌形氏の講演を聞く出席者

平成26年度全国市町村国保主管課長研究協議会

国保事業の諸問題を研究協議

全国の市町村国保主管課長が一堂に会し、国保事業運営上の諸問題の研究協議を目的とした「平成26年度全国市町村国保主管課長研究協議会」が、8月28日（木）、国民健康保険中央会主催のもと、東京都・一ツ橋ホールにて開催され、全国より約750名が出席した。

午前の部では、東京大学政策ビジョン研究センター特任助教古井祐司氏により「データヘルス計画について」と題し、データを用いた効果的な保健事業の実施方法について学んだ。また、政策研究大学院大学教授島崎謙治氏からは「国保制度改革について」と題し、国民皆保険の本質や日本の医療制度についての理解を深めるとともに、国保の都道府県移行など国保の現状についての講演がなされた。

保健事業・収納対策の取組みを発表

午後の部では、「被保険者の力を活かした保険運営を目指して」をテー

マとしたシンポジウムが神奈川県法政学部自治行政学科教授江口隆裕氏司会のもと開催され、秋田県鹿角市、埼玉県秩父市、京都府木津川市、広島県庄原市、宮崎県西都市の5市が、各市における特定健診受診率向上対策や収納率向上のための取り組みについて発表し、島崎氏及び国保中央会参与鎌形氏より助言を受けた。

なお、次年度開催予定の同研究協議会のシンポジウムにおいて、栃木県の代表保険者による発表が予定されている。



平成26年度国保セミナー

国保の現状に係る理解を深める

市町の国保運営協議会長及び国保主管課長等を対象に、国保の現状と直面する諸問題、そして今後の展望に対する理解を深めることにより、円滑な国保事業運営を推進することを目的とした「平成26年度国保セミナー」を、8月26日（火）、国保連合会大会議室で開催し、市町国保運営協議会長及び国保主管課長等39名が出席した。

公費規模と役割分担が今後の焦点

初めに、栃木県保健福祉部国保医療課長入野好市氏より、「国保を取り巻く最新情勢について」と題し、平成26年8月8日に国保基盤強化協議会において示された国民健康保険の見直しについての中間整理を中心に説明いただいた。今後は、国保が抱える財政上の構造問題を解決するための公費規模や、保険給付決定や資格管理等国保の運営に関する都道府県と市町村の役割分担が焦点となるため、国や医療保険部会等の動きを

注視していただきたいと述べた。

続いて、神奈川県立保健福祉大学名誉教授・社会保障制度改革推進会議委員山崎泰彦氏より、「国保制度改革を巡って」と題し、講演いただいた。なお、講演内容を踏まえて山崎氏より次のとおり寄稿いただいた。



入野好市氏



山崎泰彦氏

来春の通常国会には、国保制度改革等の医療保険制度の改正法案が国会に上程される。社会保障・税一体改革に伴う社会保障四分野（少子化対策、年金、医療、介護）の改革の最後の重要法案である。

国保制度改革では、市町村から都道府県への保険者の移管が争点になっている。国民会議報告書の提案を受けて、社会保障改革プログラム法の方針として掲げられたものだが、一般の理解にはかなり誤解があるように思う。

国民会議報告書では、「財政運営の主体（保険者）を都道府県とし…」として、その根拠として都道府県が医療提供体制に係る責任を担っていることを重視する一方、併せて市町村が担うべき保険料収納や医療費適正化へのインセンティブを確保する観点から、「分権的な仕組み」を目指すべき方向としている。その意味では、単純な都道府県保険者ではなく、都道府県と市町村が保険者機能を分担する「共同保険者」というイメージになるのではないかと思う。

市町村、都道府県の共通の要望事項は、多額の財政赤字の解消と、そ

の財源としての被用者保険の後期高齢者医療支援金における総報酬割の導入による財源（2400億円）の優先的活用である。

これは要望としてはうなずけなくはないが、被用者保険や全国の市町村国保の関係者の幅広い合意を得るには、財政赤字を生む構造的な要因の詳細な分析に基づく対応が必要である。

財政赤字の大部分が大都市国保の法定外繰入れであること、65歳未満の年齢層の偏りを調整する財政措置がないこと、精神・神経系疾患が国保に偏り制度間の医療費格差の要因になっていること、同じ都道府県内にあっても市町村間で保険料収納率や年齢構造調整後の実質医療費に著しい格差があること、などについてどのように対応すればよいのか。

また、財政赤字に対しては、都道府県単位での財政安定化基金の設置の検討も必要ではないか。

国費等の税財源の思い切った追加投入が不可欠だとしても、その効果的・効率的な投入という観点から、構造的要因に着目したきめ細かい方針の検討が必要だろう。

国保連合会のうどぎ

10月	2日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	宇都宮市
	3日	第三者行為損害賠償求償事務保険者等巡回訪問	鹿沼市
	7日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	大田原市
	10日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	栃木市
	16日	第三者行為損害賠償求償事務保険者等巡回訪問	下野市
	18日	審査委員会(18~21日)	審査委員会室
	22日	介護給付費審査委員会(16:00~)	9階会議室
		市町村国保運営協議会委員研修会	宇都宮市東市民活動センター
11月	6日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	那須塩原市
	8日	レセプト医療機関休日受付(9:00~17:00)	6階レセプト受付窓口
	13日	事務部会(13:30~)	9階会議室
		国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	那珂川町
	17日	監事会(10:30~)	9階会議室
	18日	審査委員会(18~21日)	審査委員会室
	19日	第三者行為損害賠償求償事務保険者等巡回訪問	小山市
	20日	国保制度改善強化全国大会	東京都日比谷公会堂
	21日	介護給付費審査委員会(16:00~)	9階会議室
	26日	理事会(14:30~)	9階会議室
12月	3日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	鹿沼市
	5日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	下野市
	10日	国民健康保険等診療報酬明細書点検調査事務助言	市貝町
	18日	審査委員会(18~21日)	審査委員会室
	19日	介護給付費審査委員会(16:00~)	9階会議室

国保連合会からのお知らせ

特定健診受診啓発のための、新聞及びラジオ放送による広報を実施します。

●新聞

掲載日：平成26年10月26日(日)

掲載新聞：下野新聞

●ラジオ

放送期間：平成26年10月1日(水)から31日(金)まで

放送時間帯：月~金 7:00~8:00及び

17:00~18:00の間 各1回

土・日 10:50~11:00の間及び

17:50~18:00の間 各1回

詳しくは、事業振興課 事業振興担当までお問い合わせください。(TEL:028-622-7815)

栃木の国保

vol.64

2014.9/AUTUMN

編集者 寺内誠一

発行者 栃木県国民健康保険団体連合会

〒320-0033 宇都宮市本町3番9号

☎028-622-7242

編集 (株)松井ピ・テ・オ・印刷

〒321-0904 宇都宮市陽東五丁目9番21号

☎028-662-2511/FAX028-662-4278

前号から「歩こう、歩こう!あの道この道」で紹介している「関東ふれあいのみち」。今回も上司2人と共に取材に行きました。歩いた後の秘かな楽しみが、コース最寄りの「道の駅」にて食べる打立てのお蕎麦とソフトクリーム。「最後のお楽しみ」があると足取りも軽くなります。ただし、消費カロリー以上に摂取していることは秘密です。(T・H)



編集後記



国保の手続きは、お済みですか？



職場の健康保険をぬけられた「あなた」



国民健康保険に加入されていて
他市町村から転入された「あなた」

手続きは
14日以内に
お願いします。



国民健康保険をやめる「あなた」

※国民健康保険をやめるときにも届け出(資格喪失届)が必要です。

こんなとき	届け出に必要なもの
他市町村に転出するとき	被保険者証
職場の健康保険に加入するとき	国保と社保の被保険者証
生活保護を受けることになったとき	被保険者証 保護開始決定通知書
死亡したとき	被保険者証 死亡診断書

印かんは
必ず持参
してくだ
さい。



平成26年
10月1日
から

国民健康保険被保険者証、 退職被保険者証が 新しくなります。

平成26年9月30日限りで古い被保険者証は
使えません。市町国民健康保険担当窓口へ
お返してください。

国民健康保険 有効期限
被保険者証 番号
記号 コクホ タロウ
氏名 国保 太郎 性別 男
生年月日
資格取得(該当) 年月日
交付年月日
世帯主氏名
住所
保険者番号
保険者名
一部負担金の割合 裏面参照

詳しくは市町国民健康保険担当窓口へ
〈掲載元〉 栃木県市町国民健康保険